

令和 年 月 日

矢巾町長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

実 印

暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

私は、矢巾町の特産品開発支援事業により、暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者を排除していることについて、裏面参照の記載事項を了解した上で、次の事項について誓約します。

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、矢巾町から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。

#### — 参 照 —

- 1 暴力団その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
- 2 暴力団員暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。
  - (1) 暴力団の構成員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団の構成員を経営に関与させている者
  - (2) 暴力団の構成員を雇用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団の構成員を代理人、受託者等として使用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団の構成員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
  - (5) 暴力団又は暴力団の構成員を問題解決等のために利用する者
  - (6) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な交際をする者
  - (7) 暴力団又は暴力団の構成員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に下請等をさせる者

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。経過しない者をいう。

3～5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7・8 [略]

[略]

（国及び地方公共団体の責務）

第 32 条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者その行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

1 指定暴力団員

2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

3 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているものある者を含む。）

4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）